

# 栃木県がん治療中核病院指定要領

## 第1 目的

この要領は、がん診療連携拠点病院及び地域がん診療病院並びに栃木県がん診療連携拠点指定病院（以下「拠点病院等」という。）とともに、本県のがん診療の中核的な役割を担い、また県民に安心かつ適切な医療を提供する病院を「栃木県がん治療中核病院（以下「がん中核病院」という。）」として指定するに当たって、その指定の手続き及び基準等を定めたものである。

## 第2 用語の定義

この要領において、がん中核病院とは、第4で定める整備基準を全て満たし、知事が指定した病院をいう。

## 第3 がん中核病院の指定手続き

- 1 がん中核病院の指定を受けようとする病院の開設者（以下「開設者」という。）は、「栃木県がん治療中核病院指定申請書（別記様式第1号）」を知事に提出することとする。
- 2 知事は、前項の申請書の提出があった場合において、当該病院が第4で定める整備基準を全て満たしていると認めるときは、がん中核病院に指定し、「栃木県がん治療中核病院指定通知書（別記様式第2号）」を開設者に交付することとする。
- 3 知事は、がん中核病院として指定した後に基準を満たさないと判断したとき、又は開設者から申出があったときは指定を取り消すことができる。
- 4 開設者は、基準を満たさなくなった場合には、速やかに辞退届を栃木県知事に提出することとする。
- 5 がん中核病院は、毎年、別途定める「現況報告書」を知事に提出することとする。

## 第4 整備基準

- 1 診療ガイドラインに則した治療の実施  
我が国に多いがん（肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん及び乳がん）のいずれか又は各医療機関が専門とするがんについて、関係する診療ガイドラインに則した治療を提供する体制を整備していること。
- 2 診断・治療に必要な検査の実施  
診断・治療に必要な血液検査、画像検査及び病理検査等を実施できる体制を整備すること。  
なお、病理検査については、他の医療機関の協力を得て実施することができる場合を含む。
- 3 医療従事者の配置及び医療施設の整備  
(1) 化学療法に携わる医療従事者を配置すること。

薬物療法に携わる医師	1名以上（専任かつ原則常勤）
薬物療法に携わる薬剤師	1名以上（専任かつ常勤）
薬物療法に携わる看護師 ※外来化学療法室を設置している場合	1名以上（専任かつ常勤）

- (2) 外来化学療法室を設置するとともに、急変時等の緊急時に、外来化学療法室において薬物療法を提供する当該がん患者が入院できる体制を確保することが望ましい。
- (3) 白血病を専門とする分野を掲げる場合は、無菌病室を設置すること。
- (4) 自施設において放射線治療を行う場合には、放射線治療機器（リニアック等体外照射を行うための機器）を設置するとともに、放射線治療法に携わる医療従事者を配置すること。

放射線治療に携わる医師	1名以上（専任かつ原則常勤）
放射線治療に携わる診療放射線技師	1名以上（専従）
放射線治療計画における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等に携わる技術者等	1名以上（専任）

#### 4 緩和ケアの実施

- (1) 医師や看護師等の専門的な知識や技術を有する従事者を配置するなどして、がんと診断されたときから身体的、精神的症状の緩和ケアが実施できる体制を整備すること。

身体症状や精神症状の緩和に携わる医師	1名以上（専任）又は他の医療機関から協力が得られる体制を確保
緩和ケアに携わる看護師	1名以上（専任）が望ましい

- (2) 拠点病院等が開催する厚生労働省が別途定める「プログラム」に準拠したがん医療に携わる医師等を対象とした緩和ケアに関する研修に協力するとともに、がん中核病院の医師等を積極的に参加させること。

#### 5 拠点病院等や地域の医療機関等との連携

- (1) 拠点病院等や地域の医療機関から紹介されたがん患者の受入れを行うこと。また、がん患者の状態に応じ、拠点病院等や地域の医療機関へがん患者の紹介を行うこと。
- (2) 拠点病院等が取り組む地域連携クリティカルパスの整備及び普及等に協力すること。  
なお整備後は、地域連携クリティカルパスを運用して、拠点病院等や地域の医療機関との連携を図ること。
- (3) 拠点病院等が開催する様々な研修やカンファレンス等に、がん中核病院の医師等を参加させること。

#### 6 がん治療を受けた患者へのフォローアップ

専門的ながん治療を受けたがん患者に対して、再発の有無の継続観察など、適宜、治療後のフォローアップを行うこと。

#### 7 患者や家族への相談支援体制

- (1) 院内及び院外のがん患者及び家族等に対する相談支援を行うための相談支援窓口を設置し、がん患者及び家族等の相談等の業務を行うこと。なお、院内の見やすい場所に相談支援を受けられる旨の掲示をするなど、相談支援窓口について積極的に広報すること。
- (2) 当該相談支援に携わる専任の職員を1名以上配置すること。  
なお、当該職員は国立がん研究センターがん対策情報センター等が開催する研修に参加するなど、資質向上に努めること。
- (3) がん患者及びその家族が心の悩みや体験等を語り合うための場を設けることが望ましい。

## 8 院内がん登録の実施

厚生労働省健康局総務課長が定める「標準登録様式」に基づく院内がん登録を実施することが望ましい。また、院内がん登録の実施にあたっては、実務を担う者を1人以上配置することが望ましい。

## 9 その他

- (1) 敷地内禁煙の実施等、たばこ対策に積極的に取り組むこと。
- (2) 県や拠点病院等が実施するがん医療水準の向上等に向けた取り組み及び診療機能等の情報提供に協力すること。

### 附 則

この要領は、平成 23 年 7 月 27 日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

## 用語の説明

### 1 我が国に多いがん

肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん及び乳がんをいう。

### 2 専任

当該療法の実施を専ら担当していることをいう。この場合において、「専ら担当している」とは、担当者となっていればよいものとし、その他診療を兼任していても差し支えないものとする。ただし、その就業時間の少なくとも5割以上、当該療法に従事している必要があるものとする。

### 3 専従

当該療法の実施日において、当該療法に専ら従事していることをいう。この場合において、「専ら従事している」とは、その就業時間の少なくとも8割以上、当該療法に従事していることをいう。

### 4 地域連携クリティカルパス

がん診療連携拠点病院等と地域の医療機関等が作成する診療役割分担表、共同診療計画表及び患者用診療計画表から構成されるがん患者に対する診療の全体像を体系化した表をいう。